

令和7年度逗子市障がい者等職場体験事業 トライアル雇用申し込み案内

逗子市では障がいのある方が、市役所各課において役務に取り組み就労スキルを身につけ、一般就労を目指すきっかけとなるよう、次のとおり会計年度任用職員（短期間任用）を募集します。

1. 応募資格
 - ①市内に住所があり、一般就労を目指す方。
 - ②相談支援事業所の支援を受けている方、またはよこすか障害者就業・生活支援センターに登録を済ませている方（今後、登録をする予定の方を含む）。
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
 - ④児童相談所もしくは更生相談所で、知的障がいがあると診断を受けた方。
 - ⑤発達障がいの診断を受けた方。

＊①②は必須で、③～⑤のいずれかに該当する方。
2. 勤務場所 逗子市役所並びに市役所関係施設
3. 募集期間 令和7年8月1日（金）～8月22日（金）
4. 面接予定日 9月上旬
5. 雇用期間及び勤務時間
 - ①令和7年10月16日（木）～10月29日（水）土日を除く
9時30分～14時30分（12時～13時休憩時間1時間を含む）4時間
 - ②令和7年11月10日（月）～11月21日（金）土日を除く
13時～17時（休憩なし）4時間
6. 募集人数 各1名
7. 業務内容 チラシ作成、ファイリング作業、シュレッター等の軽作業、簡単な窓口対応、他
8. 報酬 時給1,336円（令和7年5月現在）

※交通費は、通勤距離が片道2km以上ある場合に支給します。
9. 応募方法 電話にて障がい福祉課へ事前連絡の上、「トライアル雇用履歴書」を本人が障がい福祉課窓口へご提出ください。「トライアル雇用履歴書」は、障がい福祉課窓口又は、市ホームページから入手できます。※書類選考はなく、後日、日時を指定して履歴書を提出された方全員面接し採用の可否を決定します。
10. その他 次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。

①拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな

るまでの人

②逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

11. 問合せ 逗子市福祉部障がい福祉課 046-873-1111（内線224）

12. 備考 就労場面では、障がい福祉課の就労支援員がサポートします。